

平成 27 年 6 月 1 日から

中間検査申請書に壁量計算書等の 添付が必要になります

建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる小規模な建築物で、木造（在来工法）の建築物について、中間検査申請書に壁量計算書等の添付を求めます。

1 対 象

対象建築物	・法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる、小規模な木造の建築物（確認の特例の対象となる建築物に限る） ※建築基準法施行令第 46 条 4 項の規定が適用される建築物に限る
対象区域	・沼津市全域

2 適用時期

平成 27 年 6 月 1 日以降に確認申請書・計画通知書を提出した建築物に適用されます。
なお、平成 27 年 5 月 31 日までに確認申請書を提出した建築物は従前のおりです。

3 申請書類

中間検査申請書の添付書類（新たに定めるものは**ゴシック体**）は以下のとおりです。

申請書類	
省令で定める書類	・申請書（第 26 号様式） ・確認に要した図書及び書類 ・屋根の小屋組等の工事終了時の写真（法第 7 条の 5 の適用を受ける場合に限る） ・軽微な変更内容を記載した書類 ・委任状
規則で定める書類	・工事監理の実施状況を写した写真 ・筋かいの位置及び種類を明示した図書※ ・壁量計算書※

※建築確認申請書に「筋かいの位置及び種類を明示した図書」「壁量計算書」を添付した場合は、中間検査時にこれらの図書を改めて添付頂く必要はありません。

4 留意事項

○省令第 4 条の 8 第 1 項に基づき定める添付図書であり、省令第 4 条の 11 の 2 において準用されるため、指定確認検査機関に提出する場合も添付が必要となります。